

令和5年10月10日

仙台市タクシー準特定地域指定期間の更新について

令和3年6月1日から仙台市タクシー交通圏は国土交通省によって「準特定地域」に指定されておりましたが、今般その指定期間の更新が公示されましたのでお知らせいたします。

これまで令和3年6月1日から令和5年9月30日までであった指定期間が、新たに令和5年10月1日から令和8年9月30日までに更新されました。

本来ならば地域協議会を開催してご報告すべきところではありますが、諸般の事情から書面によるご報告とさせていただきます。

【問い合わせ先】

宮城県タクシー協会 仙台地区総支部
TEL (022) 256-0356